令和4年度京都府サービス管理責任者等更新研修実施要領

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的なモニタリングといった一連のサービス提供プロセスにおいて必要な知識・技能を習得し、また、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担うことができるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の養成を目的として研修を実施します。

※注意①《必ず御確認ください》

令和元(2019)年度から、サービス管理責任者等研修の制度が改正されました。

平成 18 年度~平成 30 年度にサービス管理責任者等研修を修了された方は、経過措置が設けられ、令和 5 (2023) 年度までに本研修を受講することで、令和 6 (2024) 年度からもサービス管理責任者等として従事できます(令和 5 年度までに本研修を受講しなければ資格が失効します)。

詳細は別紙「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修制度改正について」を御確認ください。

2 実施主体

京都府から委託を受けて社会福祉法人京都府社会福祉協議会が実施

3 開催日程・会場・受講定員

	コース	開催日	時間	会場	受講定員
講義	各コース共通	8月中旬~9月中旬 約1時間の動画を視聴後、課題提出 ※詳細については受講決定の際にお知 らせします。		オンデマンド (指定期間中に各自で視聴すること ができます。)	各コースの 受講者を対 象に動画配 信を実施
	南部 1	10月11日 (火)		京都市勧業館 「みやこめっせ」 1 階第 2 展示場 D面	250名
講義・演習	南部 2	10月12日 (水)			250名
	南部3	10月13日 (木)	9:30~17:15		250名
	南部 4	10月14日 (金)			250名
	北部	10月25日 (火)		中丹勤労者福祉会館 4階大会議室	60名

- ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、研修日程は変更、延期又は中止する場合がありますので、御了承ください。
- ※各コースの講義・演習内容は同じです。受講希望のコースをお選びください。なお、開催時間は変更する場合があります。カリキュラム等の詳細は受講決定通知にて御確認ください。
- ※各コースの希望人数によっては、受講人数の調整を行う場合があります。そのため、受講していただくコースは御希望に添えないことがありますので、御了承ください。
- ※受講決定後の日程変更はできません。
- ※各コースで定められたカリキュラム全てを受講する必要があります。講義・演習の一部を欠席され

4 受講対象者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している方又は従事する予定の方。平成24年度から平成28年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を修了された方を優先して受講いただきます。なお、複数の分野のサービス管理責任者等研修を受講された方は、最後の研修受講年度で判断してください。

※注意①の制度改正により、特定の年度に受講者が集中することがないよう、優先する受講対象者を以下のとおりとしていますが、令和5年度に申込みが集中することが想定されます。定員を上回る申込みがあった場合、以下の優先区分以外の申込者については、たとえ令和5年度に資格が失効する方であっても、受講いただけない場合があります。現時点で、救済措置は設けられておらず、受講を修了しなければサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格が失効しますので、計画的な受講をお願いします。

年 度	優先する受講対象者
令和4年度	①平成 24 年度から平成 28 年度までに研修を受講された方
	②令和3年度に受講申込みしたが受講できなかった方
令和5年度	①平成29年度から平成30年度までに研修を受講された方
	②令和4年度に受講申込みしたが受講できなかった方

5 実務要件

令和5(2023)年度までは経過措置期間が設けられ実務経験は不問です。経過措置期間終了後は必要な実務経験を満たす必要があります。令和6年度以後の要件については国の定めるサービス管理責任者研修事業実施要綱を御確認ください。

※注意②《必ず御確認ください》

平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了された方は、今後、1回目の更新研修を修了した年度の翌年度を初年度とする5年度毎の各年度末日までに、再度更新研修を受講することで、資格を更新することができます。(参照:下記更新研修受講のイメージ)

【更新研修受講のイメージ】

PACIFIC ACTION AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN					
更新研修1回目 修了年度	更新研修2回目	更新研修3回目	更新研修4回目		
令和元年度	令和2年度~令和6年度	令和7年度~令和11年度	令和12年度~令和16年度		
令和2年度	令和3年度~令和7年度	令和8年度~令和12年度	令和13年度~令和17年度		
令和3年度	令和4年度~令和8年度	令和9年度~令和13年度	令和14年度~令和18年度		
令和4年度	令和5年度~令和9年度	令和10年度~令和14年度	令和15年度~令和19年度		
令和5年度	令和6年度~令和10年度	令和11年度~令和15年度	令和16年度~令和20年度		



<u>更新研修修了年度</u>が 基準 5年度に1回 更新研修受講 5年度に1回 更新研修受講 5年度に1回 更新研修受講

※年度とは、4月1日~翌年3月31日までの期間を指します。

6 受講申込方法

(1) **令和4年7月5日(火) 17:00**までに下記 URL 又は右記二次元コードにてお申し込みください。

URL : https://forms.gle/xAuQMW8BCVPc9zAB9



- ・インターネットでの申込みが難しい場合は、京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。
- ・なお、事前に受講申込フォームの「受講配慮について」欄への入力がない場合は、受講に際し必要な配慮・対応ができない場合がありますので御注意ください。
- (2) **申込み完了後、登録メールアドレス宛に自動返信メールが送信されます**ので、受信の確認をお願いします。自動返信メールが届かない場合は、必ず京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。**申込みに関するトラブルが生じた場合、自動返信メールを保管されている方のみ**対応いたしますので御注意ください。
- (3) 受講申込フォームには入力漏れ、誤字・脱字のないよう、以下の項目を全て入力してください。
 - ①メールアドレス ②京都府福祉人材・研修センター独自の研修案内の希望の有無

所属事業所について

③所属法人名 ④所属事業所名 ⑤事業所サービス種別 ⑥担当者氏名 ⑦電話番号 ⑧FAX 番号 ⑨郵便番号 ⑩事業所所在地 ⑪研修受講に関する同意及び申込み内容についての証明(責任者本人が自身の氏名を入力)

受講申込者について

②氏 ③名 ⑭ふりがな ⑤生年月日 ⑥受講希望コース ①受講配慮について ⑱オンデマンド講義の視聴環境について ⑲所属事業所における現在の役職(対象要件)について ⑳勤務状況(実務要件)について ㉑現時点での経験年数 ㉑サービス管理責任者等研修分野 〔介護、地域生活(身体)、生活(知的・精神)、就労、児童〕の修了年度(【和暦】〇年〇月)、修了番号及び分野名(※複数分野で修了されている場合は 直近に修了した分野を一つ選択し、分野名も併せて記載)②サービス管理責任者等実践研修の修了年度【和暦】及び修了番号 ㉑相談支援従事者(初任者)研修講義部分(3日・6日・8日コース)の修了年度【和暦】及び修了番号 ㉑相談支援従事者(初任者)研修講義部分(3日・6日・8日コース)の修了年度【和暦】及び修了番号 ㉑修了者名簿登載を希望する職種について ㉑修了証書を発行する職種について 〔原則としてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のいずれか1つを選択) ㉑過去の本研修申込状況について

※申込 URL 及び二次元コードはインターネット(WAMNET・ワムネット)にも掲載しますので、必要に応じて御使用ください。

「ワムネット 京都」で検索

- →メインメニュー「府からのお知らせ(障害福祉関連)」をクリック
- →「令和 4 年度京都府サービス管理責任者等更新研修」をクリック

7 受講の可否について

・受講の可否については、令和4年8月12日(金)までに所属事業所宛に御案内いたします。上記期日を過ぎても受講可否の連絡が届かない場合は、至急、京都府福祉人材・研修センター研修課(TEL:075-252-6296)まで御連絡ください。

8 受講料(資料代)

1.000円

※受講決定通知に同封の払込取扱票によりお振り込みください。詳細は受講決定通知時にお知らせします。なお、振込手数料は各自で御負担ください。

9 修了証書

- ・全カリキュラムの修了が認定された者には、研修最終日に京都府から修了証書が交付されます。
- ・修了証書には氏名及び生年月日を記入しますので、申込みの際に誤りのないよう入力してください。
- ・研修修了のためには全科目、全時間の出席が必要です。原則として欠席はもちろん、早退、遅刻、長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。また、主催者及び研修実施機関において受講態度が不良であると判断した場合も修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。資料代も返金しません。
- ・その他、研修実施機関において指定する日時までに事前課題を提出できない場合も修了の認定は できません。(事前課題の内容については後日、受講決定通知時にお知らせします。)

10 事前課題について

- ・受講決定後、2種類の事前課題に取り組んでいただきます。うち1種類の事前課題は、オンデマンド講義(1時間程度)を視聴した上で取り組んでいただきます。
- ※オンデマンド講義は各コースの開催日前(8月中旬~9月中旬)に、インターネットでの配信を 予定しています。インターネット環境等の事由により視聴が困難な方は、受講申込フォームの 「オンデマンド講義の視聴環境について」欄へ入力してください。
- ・詳細は受講決定通知の際にお知らせします。<u>指定する日時までに事前課題を提出できない場合は</u> 修了認定ができません。
- ・<u>また、作成した事前課題に基づいて演習を実施いたしますので、当日、事前課題を持参いただけ</u>なかった場合は、演習に参加できないことがあります。

11 カリキュラムについて

・以下のとおり実施する予定ですが、変更する場合があります。

		時間	主な内容	
オンデマンド		約1時間	【講義】障害福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向	
事前課題			① オンデマンド講義の視聴(事前に課題の提出が必要) ② サービス(支援)提供事業所としての自己検証(当日持参)	
	9:30~9:35	5分	開会・オリエンテーション	
集合研修	9:30~17:10 小休憩、昼休憩 含む	5 時間	【演習 1】サービス提供事業所としての自己検証 【演習 2-1】個別支援計画の実施と支援プロセスの実際(課題の抽出と整理) 【演習 2-2】サービス管理責任者への指導・助言(課題の抽出と整理) 【演習 2-3】クオリティマネジメントと個別支援計画の両立(課題の抽出と整理) 【演習 3】サービス管理責任者としての自己検証・関係機関との連携(改善案の共有とアクションプランの作成)	
	17 : 10 ~ 17 : 20	10分	まとめ・講師コメント	
	17 : 20~	-	修了式	

12 その他

- (1)感染拡大防止対策について
 - ・研修実施においては感染拡大防止に努めます。(不織布マスクやフェイスシールド着用の徹底、アルコール消毒の実施、学習環境の整備等)
 - ・研修当日に体調の優れない方は受講をお控えください。なお、研修会場で著しく体調の不良が 見られる方は事務局から受講をお断りする場合があります。また、実施機関が講じる、マスク やフェイスシールドの着用の義務化などの感染症対策についても、その指示に従わない場合に は研修会場から御退席いただく場合があります。以上をご確認の上、受講申込フォームの「研 修受講に関する同意」欄に御回答をお願いします。入力漏れがある場合、申込を受付けること はできません。

(2)会場等について

- ・南部コースは会場規模が大きいため、個々人に合わせた温度調節が難しいことがあります。着 脱しやすい衣服で調節をお願いします。
- ・昼食は各自で御用意願います。
- (3) 荒天時の対応について
 - ・悪天候が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ (http://www.kyoshakyo.or.jp/) 内の「講座・研修・イベント情報」のページにおいて掲載します。
 - ・悪天候の影響により主催者において研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において 指定する日に振り替えることがあります。
- (4) 個人情報の取扱いについて
 - ・受講申込フォームに記載された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。

13 地図

【南部コース】京都市勧業館「みやこめっせ」



【北部コース】中丹勤労者福祉会館



14 問合せ先

実施機関

(福) 京都府社会福祉協議会京都府福祉人材・研修センター

(TEL: 075-252-6296)

主催者

京都府健康福祉部 障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係

(TEL: 075-414-4600)